

## 議決権行使ガイドライン

### 議決権の行使に関する基本姿勢

スカイオーシャン・アセットマネジメントは、お客さま・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的とするスチュワードシップ活動において重要な位置を占める議決権行使については、投資先企業の状況を把握し、当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断し、それを適切に行使することにより、投資先企業が長期的に株主の利益を尊重した経営をおこなうことに貢献することができると考えております。そのため、議決権行使についての個別議案に関する判断基準を以下のように定めます。

ただし、当社が運用する投資信託は、ファンド・オブ・ファンズのみであることを勘案し、当社は投資対象ファンドの選定にあたっては、以下判断基準の趣旨に沿う運用会社を選定するものとします。具体的な議決権行使の判断は、原則として各運用会社がおこなうものとします。

なお、外国株式の議決権行使については、運用会社に対し、各国の制度・実情等を踏まえて適切に対応することを求めます。

### 1. 取締役会の構成、監査役の選任について

#### 〈議案に対する基本的な考え方〉

取締役会は、企業経営における重要な意思決定を行い、経営執行を監督する機関として十分機能するよう構成され、運営されるべきと考えます。

取締役会の規模は、企業の経営戦略に関する意思決定が効果的かつ効率的におこなわれる人数に維持されるべきであり、取締役の中には当該企業と独立した立場にある社外取締役が、会社規模等に応じて含まれていることが望ましいと考えます。

なお、取締役の増員の場合には、具体的な説明をおこなうことが望ましいと考えます。

監査役（会）については、株主に代わって取締役の業務を監査することのできる適切な機能を持つことが必要であり、その規模は、経営に対する監視が十分に行き届く人数を維持すべきだと考えます。

#### 〈個別議案に対する行使基準〉

1-1. 取締役の選任 取締役の選任に関しては、原則として賛成する。ただし、重大な不祥事に関与した者もしくはそれに関して監督責任があると判断される者、その他株主利益の最大化を実現する能力がないと判断される場合や株主価値を実質的に毀損したと判断されるような場合、その選任に反対する。

1-2. 社外取締役の選任 社外取締役の選任については、原則として賛成する。ただし、独立性が高いと判断できない者や明らかに一般株主と利益相反が生じるおそれがある者は、その選任に反対する。

1-3. 監査役の選任 監査役の選任に関しては、原則として賛成する。ただし、重大な不祥事に関与した者もしくはそれに関して監督責任があると判断される者については、その選任に反対する。

1-4. 社外監査役の選任 社外監査役の選任については、原則として賛成する。ただし、独立性が高いと判断できない者や明らかに一般株主と利益相反が生じるおそれがある者は、その選任に反対する。

### 2. 役員に対する報酬等について

#### 〈議案に対する基本的な考え方〉

役員報酬・賞与については、中長期的な業績と整合性のある水準であることを肯定的に判断します。また、会社の株主価値を大きく毀損する行為が認められる場合や会社の財務状況および社会的合理性の観点から不適切に過大な金額であるような場合には、原則として反対します。

#### 〈個別議案に対する行使基準〉

2-1. 役員報酬等 役員報酬等については、原則として賛成する。ただし、当該企業の業績が低迷している場合の増額や、社会的常識を明らかに逸脱する場合等は、原則として反対する。

2-2.役員退職慰労金役員退職慰労金については、原則として賛成する。ただし、株主価値を大きく毀損する行為に関係し、もしくは責任を有する役員への支給は反対する。また、社外取締役や社外監査役など、経営を監視すべき立場にある者に対する支給には、原則として反対する。

### 3. 剰余金処分等について

#### 〈議案に対する基本的な考え方〉

企業は、財務状況や長期的な事業計画、資本政策とのバランスを考慮し、株主に対する利益配分をおこなうべきであると考えます。

また金銭配当に加え、自社株取得についても、株主利益を高める上で有効な手段であると考えます。

#### 〈個別議案に対する行使基準〉

3-1.剰余金処分剰余金処分については、企業の財務状態、経営戦略を踏まえた上で個別に判断する。企業が長期的な株主価値の拡大を追求するために内部留保をおこなう場合には、十分な説明がなされているか、配当とのバランスを欠いていないか、資本効率性の観点から過剰ではないか等、株主価値を重視する観点でおこなわれているかを個別に判断する。株主還元が著しく不十分であると判断される場合、中長期的に株主価値を毀損すると判断される場合等は、原則として反対する。

3-2.自社株取得自社株式の取得には、十分なキャッシュフローを有し、流動性を著しく悪化させるおそれがなく、特定の株主の利益を図り、一般株主の利益が侵害されるおそれがある場合を除き、原則として賛成する。

### 4. 合併・買収・会社分割等

#### 〈議案に対する考え方〉

合併・買収・会社分割等の組織再編に関しては、中長期的な企業価値の向上に資するものでなければならず、妥当性について十分な客観的評価が提示されるべきと考えます。

・議案については、中期的な企業価値の向上に資するかを基準として個別に判断する。

・組織再編等の目的、具体的な内容、評価の妥当性について、客観的な情報が十分に提示されていない場合には原則として反対する。

### 5. 買収防衛策

#### 〈議案に対する考え方〉

買収防衛策は、中長期的な株主価値の向上に資するものであるべきであり、十分な説明責任が果たされるべきと考えます。

・独立性の高いガバナンス形態が保持されている体制化の下で決定されたものであること

・企業の長期安定的な収益に資するものであること

が十分に説明されている場合を除き、原則として反対とする。

### 6. 株主提案

株主提案については、中長期的な株主価値の向上につながるものであるかを個別に検討の上、賛否を決定する。

### 7. 定款変更

#### 〈議案に対する考え方〉

定款変更については、中長期的な株主価値の向上に資するべきものであり、その変更の合理性について十分に説明責任が果たされるべきと考えます。

・定款変更については、個別に検討の上、賛否を決定する。

### 8. その他

その他の事項に関しては、個別に内容を検討の上、判断する。